

2021年度 教職育成奨学金 奨学生募集要項  
公益財団法人 博報堂教育財団

## 1. 博報堂教育財団について

公益財団法人博報堂教育財団（以降、当財団）は、1970年の設立以来、児童教育・国語教育の支援や、海外における日本語及び日本文化の普及などを目指して以下のような活動を行っている公益財団法人です。

### 1) 当財団の主な活動

#### ① 博報賞

博報賞は、児童教育現場の活性化と支援を目的として、財団創立とともにつくられました。教育現場で尽力されている学校・団体・教育実践者の草の根的な活動と貢献を顕彰しています。

#### ② 児童教育実践についての研究助成

「ことばの力」を育む研究と児童教育実践の質の向上を目的に、大学、研究機関および教育実践に関わる方を対象にすぐれた研究を助成しています。

#### ③ 日本研究フェローシップ

世界における日本理解の促進と研究基盤を構築・進展を目的に、海外で、日本語・日本語教育研究および日本文学・日本文化研究をしている上級研究者に長期間の招聘研究機会を提供しています。

#### ④ 日本語交流プログラム

日本の中学生が、同世代の様々な国の学生と、日本語を通じた交流を通し、国際人として成長することを目的に、異文化共生への気づきの場を提供しています。

#### ⑤ 調査研究事業

児童教育の進化に貢献することを目的に、子どもたちの成長・可能性をポジティブに、子どもたちを「まるごと」捉えた独自の調査・研究・実践を行っています。

## 2. 教職育成奨学金制度の趣旨

未来をつくるのは子どもたちであり、教育は国の礎です。子どもたちの教育に携わる教員は、まさに子どもたちを通じて「未来の社会づくり」に貢献し、重要な役割を担う存在であると考えています。

いま、教育現場は様々な難しい課題に直面しています。一方で、グローバル化、AI・IoT等のテクノロジーの進展、少子高齢化等により、産業構造・社会構造が大きく変わり、教育及び教員に求められるものも大きく変化しつつあります。

当財団は、このような時代だからこそ、熱意を持って教育現場を目指そうとする大学生・大学院生を支援することが大変に重要であると考えています。

当奨学金制度では、奨学金による経済的な支援はもちろんのこと、これまでの当財団の活動と連携した教員育成のためのプログラムの提供、海外短期留学支援等、多面的に熱意ある学生の支援を行いたいと考えています。

貴学におかれましては、次代を担う教員になる「強い意志と覚悟」を持つ優秀な学生を推薦いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 3. 教職育成奨学金制度の概要

#### 1) 応募資格要件

- ① 当財団が指定する「推薦依頼大学」の学部在籍する学生。  
※各大学の事情や考え方により応募に適する年次が異なるため、応募の年次は各大学の希望に基づき、財団との協議により決定する。
- ② 小学校教員、特別支援学校教員、中学・高等学校国語科教員のいずれかを目指す者。
- ③ 当財団の提供する評価基準(別紙「奨学生人材像における評価基準」)に基づき、大学が校内選考の上、当財団の欲する人材像に相応しいと推薦する者。

※2021年度は全国の59大学から55名程度の大学生を当奨学金制度の奨学生として選考予定

#### 2) 奨学金給付内容

##### ① 奨学金給付額

- a. 授業料相当額・・・国立大学生：年額 60万円(月額 5万円)  
私立大学生：年額120万円(月額10万円)  
大学院生：年額60万円(月額 5万円)  
※大学院＝大学院(修士課程)・教職大学院  
※大学院卒は、国立・私立ともに同額

- b. 自宅外生への特別支援費・・・年額 60万円(月額 5万円)

※自宅外生の認定は、「自宅外通学申立書」の提出に基づき当財団が決定します。

自宅外生の基準は、自宅から大学・大学院までの通学時間が公共交通機関を利用して2時間以上要する等の理由で、自宅外に住居を有償で借り受け居住し通学を行う者としてします。

##### ② 奨学期間

原則として、奨学生となった年度の4月から学部卒業までの最短期間。

※留学、家庭の事情、健康上の理由等がある場合は、給付期間を調整する場合があります。

※別途定める奨学金休止・停止・廃止規定等により、期間の途中で休止・停止・廃止することもあります。

※学部で奨学生であった学生が、以下の条件において大学院(修士課程)・教職大学院への進学を希望する場合は、学生本人からの申請に基づく当財団の審査と進学先の大学院(修士課程)・教職大学院との調整により、進学後の給付継続の可否を決定の上、給付期間を延長することがあります。

ア. 奨学生の進学先が学部と同じ大学の大学院(修士課程)・教職大学院である。もしくは他の「推薦依頼大学」の大学院(修士課程)・教職大学院であること。

イ. 進学の目的が小学校教員、特別支援学校教員、中学・高等学校国語科教員のいずれかを目指すためのものであること。

※大学院進学者の給付期間は、大学院(修士課程)、教職大学院卒業までの最短期間としてします。

### ③ 他の奨学金制度等との併給の可否

原則として他の給付型奨学金との併給は認めません。  
(貸与型奨学金はこの限りではありません。)

### ④ 奨学金の給付を伴わない授業料免除制度との併用

奨学金の給付を伴わない、大学・大学院が行う授業料免除制度との併用をする場合は、免除される授業料の割合に応じて奨学金給付額を減額して給付する。

※授業料全額免除の場合は、奨学金の授業料相当分は支給せず、別途、学業支援金として年額20万円を支給します。

※授業料一部免除の場合は、免除率を1から減じた比率を奨学金の授業料相当分に乗じた金額と学業支援金(年額20万円)を比較し、高いほうの金額を支給します。

例1) 国立大学で授業料が、80%の免除を受けている場合

奨学金授業料相当分60万円×(1-0.8)=12万円  
→20万円を支給

例2) 国立大学の授業料が、50%の免除を受けている場合

奨学金授業料相当分60万円×(1-0.5)=30万円  
→30万円を支給

### ⑤ 国の「高等教育の就学支援新制度」との併給可否の考え方

国の「高等教育の修学支援新制度」は、「授業料免除制度」と「給付型奨学金」の二階建てとなっています。

当財団の教職育成奨学金の給付にあたっては、他の「給付型奨学金」との併給は認めていないため、奨学生が国の「高等教育の修学支援新制度」を利用する場合は以下の通りとなります。

・「授業料免除制度」のみを利用する場合は併給を認めます。  
(ただし、授業料免除割合に応じて奨学金給付額を調整)

・「給付型奨学金」部分も利用する場合は、当財団の奨学金の併給は不可とします。

※本奨学金と給付型奨学金の両方に採択され、本奨学金を受給する場合は、

4. 奨学生の募集・選考・採用【大学の場合】給付型奨学金については、支援停止を申請すること。

#### 1) 奨学生の募集・選考・採用の手順

① 当奨学金制度への応募は、必ず「推薦依頼大学」を通じて行うこととします。

※学生本人からの直接応募や問い合わせは受け付けません。

② 「推薦依頼大学」は、前述の応募資格要件に合う在籍学生の中から、当財団が提供する評価基準(別紙「奨学生人材像における評価基準」)を参考に、学内にて学生を選考し、当財団事務局に申請いただきます。

※大学毎に推薦いただきたい学生の志望校種(小学校教員志望、特別支援学校教員志望、中学・高等学校国語科教員志望)を希望を致します。ただし、21年度は当財団事情により、1校1枠と募集規模を縮小しているため、お願いした志望校種で該当する学生がない場合、他の2つの校種を志望する学生で可とします。

- ③ 各推薦依頼大学の推薦学生の中から、書類選考及び面接を行い、55名程度を選出し奨学金給付対象者とします。
- ④ 上記、奨学金給付対象者は、最終的に当財団の理事長による決定の上で、大学を通じて本人に通知します。

## 2) 申請の際に必要な書類

「奨学生候補者」は、申請の際に、次に掲げる書類①～⑦（②③④⑤は本人、①④⑥は大学が記入）を当財団事務局に提出いただきます。

- ①奨学生候補者申請書（様式1）
- ②奨学生願書（各対象者／様式2）
- ③口座情報登録申請書（各対象者／様式3）  
※ゆうちょ銀行もしくは他行の口座情報のどちらかを記入ください。
- ④個人情報取り扱いに関する同意書（各対象者／様式4 学生用、大学用）
- ⑤課題文（テーマ、字数、書式は書類に記載されています）（各対象者／様式5）
- ⑥推薦書（本人の在学する大学学長または学部長の推薦書）（各対象者／様式6）
- ⑦成績証明書（1年次の学生は高校、2年次以上の学生は大学の成績証明書）  
(各対象者)

学内選考通過者のみ後日提出

## 3) 提出方法

大学受付期限：2021年4月30日（金）必着（窓口提出は17:00まで）

郵送の場合は、レターパック等追跡可能な方法で郵送して下さい。

## 4) 関連するスケジュール（予定）

- 6月7日（月）申請受付締切
- 7月2日（金）選考委員事前審査締め切り
- 7月11日（日）東京会場面接選考
- 7月18日（日）大阪会場面接選考
- 7月末頃 2021年度奨学生決定

※新入生歓迎オリエンテーションの実施につきまして、新型コロナウイルス感染の問題から、2020年度と同様、動画オリエン資料の送付（8月末）とオンライン研修（10月頃）の実施に変えさせていただきます。

## 5. 奨学金の給付の方法

### 1) 給付の方法

- ① 奨学金の給付は、事前にご提出いただいた、本人名義の銀行口座に振り込む方法によります。
- ② 奨学金支給のタイミングは以下のとおりです。なお、給付の2ヶ月前に当財団事務局から大学に本人の在籍確認を実施させていただきます。

### 2) 初年度

- 10月上旬・・・授業料相当額 月額×9ヶ月分  
(4月～12月分) 自宅外生特別支援費 月額×9ヶ月分 (自宅外生のみ)
- 1月上旬・・・授業料相当額 月額×3ヶ月分  
(1月～3月分) 自宅外生特別支援費 月額×3ヶ月分 (自宅外生のみ)

### 3) 翌年度以降

- 5月末・・・授業料相当額 月額×3ヶ月分  
(4月～6月分) 自宅外生特別支援費 月額×3ヶ月分 (自宅外生のみ)
- 7月上旬・・・授業料相当額 月額×3ヶ月分  
(7月～9月分) 自宅外生特別支援費 月額×3ヶ月分 (自宅外生のみ)
- 10月上旬・・・授業料相当額 月額×3ヶ月分  
(10月～12月分) 自宅外生特別支援費 月額×3ヶ月分 (自宅外生のみ)
- 1月上旬・・・授業料相当額 月額×3ヶ月分  
(1月～3月分) 自宅外生特別支援費 月額×3ヶ月分 (自宅外生のみ)

## 6. 奨学金給付開始時の誓約

奨学金給付開始時には、以下について本人及び保証人に誓約していただきます。

- ① 教員になる強い意志を持ち努力を継続すること、大学在学中に、以下のいずれかの教職課程を修了し、教員免許状を取得すること。
  - ア. 小学校教員
  - イ. 中学校及び高等学校の国語科の教員
  - ウ. 特別支援学校教員
- ② 次年度の奨学金給付のために、毎年度末に成績証明書及び当財団の指定する報告書を在籍する大学を通じて当財団に提出すること。
- ③ 現在または将来のいつの時点においても、暴力団等の反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある者と一切の繋がりをもたないこと。教職を目指す者としての責任を自覚し、高い倫理観を持ち良識ある態度と行動を常に心がけること。
- ④ 奨学金用の銀行口座及び給付された奨学金を、自らの責任の下で管理し、給付された奨学金は学業に専念することを目的に、授業料・教材料等の学業及び必要とされる住居費や生活費のみに適切に使い、他に流用しないこと。
- ⑤ 休学・復学・転学・留年・退学・停学（その他処分）、氏名・住所の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに当財団に届け出ること。

- ⑥ 当財団が定めた書類等の提出を求められた場合は遅滞なく提出すること。
- ⑦ 当財団の主催するオリエンテーション・交流会・研修会等に参加すること。
- ⑧ 奨学期間中および期間終了後も、当財団からのアンケート調査等に協力すること。
- ⑨ 奨学金給付額に関わる事項（授業料免除制度との併用、自宅外通学等）については、常に正しい情報を申告し、いずれも変更が生じた場合には、直ちに当財団に届け出ること。

## 7. 奨学金給付の継続、休止、停止、廃止及び復活等

当奨学金制度の給付期間中の学生には、毎年度、奨学金給付継続審査を行った上で、給付の継続を決定します。

継続審査にあたっては、大学側で以下の手続きをお願いします。

- ① 対象となる奨学生の成績証明書及び報告書（様式は当財団から提供）を取りまとめ、別途定める指定期日までに当財団に提出。
- ② 対象となる奨学生に個別の面談を行い、「教員になる意志」「教員になるためにどのような努力を行っているか」を確認の上、当財団に奨学金給付継続願い（様式は当財団から提供）を提出。

また年度の途中であっても、奨学金継続にそぐわないと思われる場合は給付の休止・停止・廃止を行います。

### 1) 奨学金給付の休止・停止・廃止

- ① 提出書類及び届出事項を提出しない場合及びこれらに虚偽があった場合や、誓約事項への違約があった場合。
- ② 大学の学籍を失った場合。
- ③ 疾病のため成業の見込みがなくなったとき。
- ④ 休学、または長期にわたって欠席した場合。
- ⑤ 学業または性格行状などの状況に問題が生じた場合。
- ⑥ 教員になる意志がないと判断された場合。（教員免許状を取得するために必要な単位・実習等を履修しない、もしくは単位取得ができなかった場合等）
- ⑦ 給付された奨学金の目的外への流用や奨学生本人以外の者による奨学金口座及び奨学金の管理または使用が認められた場合。
- ⑧ その他、奨学金の給付目的・趣旨または社会的相当性の観点から、奨学金の給付を不相当と認めた場合。

### 2) 奨学金給付の復活

奨学金の支給を休止または停止された者が、大学を通じその復活を願い出たときは、奨学金の支給を復活することがあります。

### 3) 奨学金給付の辞退について

当財団の奨学金を受給している奨学生が、他の奨学金制度の受給に変更する等の場合、大学の奨学金担当者を経由して、当財団の奨学金給付を辞退することができます。ただし、奨学金事務局が辞退届を受理した場合は、いかなる事由によっても、奨学金給付の復活は認められません。

## 8. 海外短期留学支援制度

将来、優れた教員になるための経験として役立つと思われる海外短期留学や海外研修等については、奨学生の申請と大学・大学院からの推薦により、事前申請・事後報告で下記を支給します。ただし観光を主目的とする活動は除きます。

① 渡航費（アジア地域5万円・その他地域10万円／一律）

② 留学・活動費（5万円／月）

- A) 累計100万円までを上限に、奨学期間中回数制限を設けずに申請できます。
- B) 海外短期留学支援の申請は、必ず大学・大学院を通じて行うこととします。
- C) 留学費用を全額、大学・大学院や他の団体から支援を受けている場合は支給しません。
- D) 留学費用の一部支援を受けている場合は、留学にかかる費用から大学や他の団体から支援を受ける金額を差し引いた金額を支給します。ただし、大学や他の団体から支援を受けない場合に本来当財団から支給される金額を上限とします。

例) アメリカに2ヶ月短期留学する場合

- 1. 大学や他の団体から支援を受けない場合の支給額  
→渡航費10万+活動費10万=20万円を支給
- 2. 留学に掛かる費用を全額、大学や他の団体からの支援で賄える場合  
→当財団からの支給なし
- 3. 留学に掛かる費用が30万で、大学や他の団体から15万の支給を受けている場合  
→30万-15万=15万円を支給
- 4. 留学に掛かる費用が30万で、大学や他の団体から5万の支給を受けている場合  
→30万-5万=25万円のうち、20万円を上限に支給

## 9. 財団主催の活動への参加について

当財団では奨学生に対して、優れた教育指導者の育成及び奨学生・卒業生の交流の促進を目的として、研修や交流会等の様々な活動を提供しています。

全奨学生を対象にしている活動については、原則、奨学生はやむを得ない事由がある場合を除き参加することとし、やむを得ない事由により欠席もしくは一部欠席をする場合は、所定の欠席届に事由を記載の上、大学の奨学金担当者を經由して当財団の奨学金事務局まで提出してください。

<欠席に際して欠席届の提出が必要な活動>

- ・新入奨学生歓迎オリエンテーション（新入奨学生のみ）
- ・奨学生近況報告会
- ・スプリングキャンプ 等

--

